

海外 EC サイト（中国）による県産品販路拡大事業 出品企業募集要項

本事業は、岐阜県による「海外 EC サイト（中国）による県産品販路拡大事業」において、
実施する県委託事業となります。
(事業委託者 / 岐阜県 商工労働部 県産品流通支援課)

実施概要

募集事業者	計 25 社程度
事業運営受託業者	『海外 EC サイト（中国）による県産品販路拡大事業委託業務』受託共同体 ・インタセクト・コミュニケーションズ株式会社 ・株式会社インサイト

募集期間 2020年10月1日(木)～2020年10月23日(金)

【本件に関するお問い合わせ先】

◆ 共同体お問い合わせ先

[E-MAIL] info@gifuec-entry.com

(担当/インタセクト・コミュニケーションズ株式会社 北林・片倉・渡部、
株式会社インサイト 辻)

[TEL] 03-3233-3525 [FAX] 03-3233-3526 (担当/北林・片倉・渡部)

※ 共同体構成企業

・インタセクト・コミュニケーションズ株式会社

[所在地] 東京都千代田区神田小川町3丁目1番地 BMビル5F

・株式会社インサイト

[所在地] 札幌市中央区北四条西三丁目1番地 札幌駅前合同ビル6階

1 事業案内

岐阜県では、海外 EC サイト（中国）へ県産品を出品することで、海外展開による新たな需要を喚起・開拓・拡大を図る事業を実施します。

本事業において、岐阜県は中国の EC サイトへ県産品を出品及び、岐阜県産品販売のための特設サイトを開設し、岐阜県内の企業が製造する優れた商品を紹介、販売する事で県内企業の EC サイトを活用した海外進出を促進して参ります。

なお、本事業は委託先である『海外 EC サイト（中国）による県産品販路拡大事業委託業務』受託共同体（以下「本共同体」という）が商品募集、出品、プロモーション等を行います。

2 越境 EC 特設サイト概要

本事業における越境 EC 特設サイトは、中国において広く普及しており、2020 年 3 月には全世界での月間アクティブユーザ数が 12 億人を超えた SNS ツール「WeChat」のプラットフォーム内で動作するアプリ内アプリ（ミニプログラム）の形式で販売いたします。

原則として、以下の 2 つのサイトの両方に掲載いたします。

（ICE CREAM 運営者の判断により、岐阜県産品販売 WeChat ミニプログラム（仮称）のみの掲載となる商品もございます。）

掲載予定サイト① / 岐阜県産品販売 WeChat ミニプログラム（仮称）（WeChat ミニプログラム）

本事業で新たに開設するミニプログラムで、岐阜県の県産品のみを販売します。独自の越境 EC ミニプログラムであるため、類似品などとの価格競争は発生せず、統一されたブランドイメージを保持できます。

また、販売のみならず、出品商品をもとにしたライブコマースを通じて出品企業の製品に対する考えや思いを中国人消費者に伝え、ファン化による中国への販売促進と今後のインバウンドにもつながるような情報を合わせて発信していきます。

【掲載期間】2020 年 11 月上旬～2021 年 2 月 28 日（日）〈予定〉

掲載予定サイト② / ICE CREAM（WeChat ミニプログラム）

日本製品の販売を専門とした越境 EC 支援サービスミニプログラムです。

日本文化、日本商品に関心を持つ登録ソーシャルバイヤーが ICE CREAM に掲載された商品情報を SNS などで拡散することで販売を促進することが特徴の越境 EC サイトです。

運営 ICE JAPAN

設立 2018 年 12 月

登録ソーシャルバイヤー（商品情報拡散 KOL）数 5,000 名

商品購入会員数 320,000 名（いずれも 2020 年春現在）

【掲載期間】2020 年 11 月下旬～2021 年 2 月 28 日（日）〈予定〉

以下、両サイト共通内容

【販売形式】委託販売

【支援内容】出品企業に対し、以下の支援を行います。

(1) 「岐阜県産品販売 WeChat ミニプログラム（仮称）」、「ICE CREAM」にて開設する岐阜県産品 EC 特設サイトにおける県産品の出品

(2) 特設サイトおよび出品情報について、ソーシャルメディア・広告媒体を活用し、販売促進のプロモーションを実施

(3) 販売・物流専門業者による在庫管理(東京都大田区)

1. 在庫管理

本共同体との出品契約に基づき、出品企業から預かった商品を、本共同体の指定する物流業者(東京都大田区羽田旭町)に発送して商品の在庫管理を行います。販売当初は1種類につき数点の在庫を想定しており、その後の販売実績・回転数に応じて協議により在庫を増減させます。

※本共同体が指定する物流会社の倉庫までの商品発送及び、ECサイト掲載期間終了後、同倉庫から出品企業への返送に係わる費用は出品企業の負担となります。

2. 受注配送管理(国内配送)

特設サイトに注文が入った際、受注・入金があった旨を出品企業に通知し、出品企業から預かった受注商品について、本共同体指定の物流倉庫で越境ECに対応する梱包・ラベルの作成・通関に係わる業務を行います。

3. 配送管理(海外配送)

信頼性の高い高速一貫輸送で、輸送によるイレギュラーのリスクを最小限におさえます。

海外へは日系航空会社の羽田ー北京便(1日2便)で輸送します。北京に到着した荷物は、北京税関とのデータ(EDI)連動による事前送信情報をもとに到着した出品企業の貨物は自動通関します。

その後、本共同体指定物流企業の指定配送会社により、消費者に届けられます。

各関係先とのシステム連動で、配送のトレーサビリティを実現し、本共同体側で商品ひとつひとつの追跡が可能です。

4. 入金管理

出品企業と本共同体で取り決められた出品契約に基づき、出品企業の指定口座に販売代金を月末締めの翌月末払いでお支払いいたします。

販売代金は事前に取り決めた出品企業の卸単価での支払いとなり、日本円払いおよび為替の変動による支払い金額の変動は生じません。

5. 一般消費者からの問い合わせサポート

中国国内の一般消費者からの問い合わせに対し、本共同体が窓口の対応を行います。

ただし、商品に関する内容や、使用方法、その他出品企業でなければ回答(対応)が出来ない内容については、出品企業に確認を行った上で、本共同体が対応を行います。

3 対象商品

(1) 以下の①かつ、②～④のいずれかに該当する商品であること。

①県産品として認知度が高いものまたは独自性の高いものであること。

②商品の主要な原材料が岐阜県産であって、製造または加工最終段階が県内事業者によって行われていること。

③商品の主要な原材料が岐阜県産であって、県外事業者による製造または加工された商品の場合、販売が県内事業者によって行われていること。

④商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造又は加工最終段階を県内事業者が行っているか若しくはその販売を行っていること。

(ただし、岐阜県らしさなど岐阜県のPRやイメージアップにつながる商品であること。)

(2) 上記(1)に掲げるもの以外の商品で、県産品流通支援課長が必要と認めるもの。

【取り扱い想定商品例】

木工、陶磁器、刃物、和紙、繊維・アパレル、加工食品・、その他(日用品、化粧品、健康食品)

※加工食品および健康食品は、賞味期限が120日以上のものに限るほか、取扱制限があります(【取り扱い不可商品】をご参照ください)。

※酒類は、現時点においては、取り扱いできません。

【取り扱い不可商品】

・国内10都県(福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県)の原材料を含む食品

・賞味期限が120日未満の食品

・酒類(※今後取り扱い出来るよう、現在調整中です)

・生き物(生体等)

・常温輸送が行えない商品

・医薬品類・サプリメント

・サイズの大きいもの、重量のあるもの

※30kg・最長辺1.5mおよび最長辺+胴回り3m以内が対応可能サイズとなります。

・知的財産権の係争中でないこと

・公序良俗に反する商品

・日本、中国の法令等または国際条約等に違反するもの

・危険物、その他中国政府が中国国内において流通を不可としている成分等がふくまれるもの

例・主にバッテリー・ガソリン・火薬など

・その他、岐阜県又は本共同体が不適切と判断した商品

・JANコードの設定がないもの(出品にはJANコードの取得が必要です)

※商品販売には、中国税関の事前審査と登録がございます

4 応募資格

以下(1)～(4)の条件を全て満たす者。

(1) 岐阜県内に所在する事業者(個人・法人問わない)

(2) 製造物責任を負うことを理解しており、必要に応じ海外PL保険に加入すること。

(3) 輸出に伴う需要増に対応が可能な供給体制を有していること。

(4) 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

5 応募方法

(1) 申請書類を本事業出品申込専用サイト(以下URL先)からダウンロードしてください。

<https://gifuec-entry.com/>

(2) 下記1～2の書類を本事業出品申込専用サイトからアップロードをお願いします。

また、「3応募商品のパンフレット」については、商品情報シートにURLの記載もしくは出品申込専用サイトからスキャンデータをアップロード、または以下郵送先までパンフレットを1部ご郵送ください。なお、パンフレット・URLがない場合は商品情報シートの内容にて審査いたします。

提出書類は返却しませんので、提出の際には、あらかじめコピーを取り保管してください。

No	提出書類	郵送	申込フォーム
1	企業情報シート ※1	不要	要アップロード
2	商品情報シート ※1 (商品ごとにシートをわけてください)	不要	要アップロード
3	応募商品のパンフレット (あれば)	任意	アップロード提出可

※1 ひとつのファイルになっておりますので各シートにご記入ください

(3) 1企業あたりの応募数は10商品(セット商品は1商品とみなす)までとします。商品を複数申し込まれる場合は、すべての商品について「商品情報シート」をご提出ください。(1つのファイルに10商品分のシートがまとまっておりますので、それぞれのシートにご記入ください)

※応募商品のパンフレットを郵送する場合の送付先

インタセクト・コミュニケーションズ株式会社
[所在地] 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3丁目1番地 BMビル5F
[TEL] 03-3233-3525 [FAX] 03-3233-3526 (担当/北林・片倉・渡部)

本件に関するお問い合わせ先(本共同体)

◆共同体お問い合わせ先

[E-MAIL] info@gifuec-entry.com

(担当/インタセクト・コミュニケーションズ株式会社 北林・片倉・渡部、株式会社インサイト 辻)

[TEL] 03-3233-3525 [FAX] 03-3233-3526

(担当/インタセクト・コミュニケーションズ株式会社 北林・片倉・渡部) ※平日9～18時

※共同体構成企業

・インタセクト・コミュニケーションズ株式会社

[所在地] 東京都千代田区神田小川町3丁目1番地 BMビル5F

・株式会社インサイト

[所在地] 札幌市中央区北四条西三丁目1番地 札幌駅前合同ビル6階

6 商品の選定

ご応募いただいた書類をもとに、中国現地在住消費者50名に対し商品情報のみによる事前アンケート、その後の本共同体のMDやバイヤーによる選考を行い、出品商品を選定します。選定結果はメールにて通知します。

なお、選定結果に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、ご了承ください。

【主な選考の視点】

- ・独自性があり、個性的な商品であるか
- ・中国国内の越境 EC 利用消費者に対して、興味をひく商品であるか
- ・コモディティ化(高付加価値を持っていた商品の市場価値が低下)した一般的な商品となっていないか
- ・岐阜県の風土・文化を反映した商品であるか
- ・岐阜県ブランド/日本文化/クールジャパン等への訴求性があるか
- ・越境 EC としての国際輸送に適したサイズ・重量の商品であるか
- ・安全に使用できる商品であるか

7 越境 EC 特設サイト掲載までの流れ

(1) 出品企業として選定された企業は、本共同体との個別面談を行います。

コロナ禍に配慮し、ZOOM などのオンラインによる面談もしくは、出品企業の事業所もしくは岐阜県内の指定場所など日時・場所は各出品企業のご担当者様と相談いたします。

面談の後、出品条件（卸価格、初期在庫、在庫返送時の料金負担方法等）について、出品企業と本共同体との間で合意に基づく契約を行います。

※本共同体との出品契約が成立した後、越境 EC 特設サイトへの出品が正式に決定します。

なお、個々の商品の出品可否は、その後の中国税関への商品情報登録後の審査によって最終的に確定いたします。

(2) 商品情報の登録

本共同体から提示する商品紹介の説明シートの各項目を日本語でご記入いただきます。

なお、越境 EC 特設サイトに掲載するための中国語訳については、本共同体のネイティブスタッフが行います。

※中国語対応が可能な企業は、自社で中国語訳を作成いただいても構いません。

※より販売効果の高い説明等が考えられる場合は、本共同体からご相談をさせていただく場合がございます。

(3) 越境 EC 特設サイトへの掲載、販売開始

提供された商品情報等を基に、越境 EC 特設サイトに掲載し商品の出品を開始します。

(4) 出品商品のプロモーション

出品された商品は適宜プロモーションなどの販促活動を実施します。

出品期間中に、出品企業の商品を基に中国ネイティブスタッフによる商品紹介の動画配信を

実施いたします。その際に扱う商品は、ネイティブスタッフの目線により選定を行いますので、原則としてご一任いただきます。

8 費用負担

越境 EC 特設サイトへの **掲載は無料**です。

※ただし、以下の費用等が発生します。

- ・受注時、本共同体が指定する 日本国内の倉庫（東京都大田区羽田旭町）に発送するための送料
- ・国内倉庫に到着、検品時点で欠損等があった際の交換費用
- ・本共同体との面談に必要な経費のうち、出品企業に係る経費（交通費等）
- ・その他出品条件契約書において合意されたもの

- ・事業終了後、国内倉庫にある商品を出品企業へ返送するための送料

9 スケジュール（予定）

10月 1日(木)～10月23日(金)	募集期間
10月12日(月)～10月14日(水)	第1回越境EC勉強会
10月下旬	出品商品の選定
10月下旬～11月上旬	結果通知
10月下旬～随時	本共同体との個別面談、出品契約締結
11月10日頃<予定>	越境ECサイト プレオープン (ICE CREAM)
11月中<予定>	越境ECサイト本オープン (ICE CREAM・本店型)
11月～2月28日	掲載および販売期間(適宜プロモーション支援・販売管理)
2月28日	商品掲載終了
2月(予定)	第2回越境EC勉強会
3月末	2月末締め分の入金完了、事業終了

10 その他

(1) 提出書類の不備の取り扱い

提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出・追加提出を求められることがあります。

(2) 申し込み情報の取り扱い

円滑な事業運営のため、出品申込書にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報を本共同体および本事業における提携企業に提供します。

また、岐阜県の施策およびこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

海外 EC サイト（中国）による県産品販路拡大事業
中国越境 EC 特設サイト出品等に関する規約

1 基本条件

- (1) お申込の時点で「海外 EC サイト（中国）による県産品販路拡大事業 出品企業募集要項」および「海外 EC サイト
ト
（中国）による県産品販路拡大事業 中国越境 EC 特設サイト出品等に関する規約」の内容について
遵守することを同意したものとします。
- (2) 本規約は、本サービスの提供条件及び本越境 EC サイトへの出品に関する岐阜県・『海外 EC サイト（中国）による
県産品販路拡大事業委託業務』受託共同体（以下、「本共同体」という）と出品企業との
間の権利義務関係を定めることを目的とし、出品企業との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に
適用されます。
- (3) 出品企業は、出品申込の際に提出した内容のうち、商品の内容や特徴、出品企業の PR 等に関する内容につい
て、岐阜県および本共同体が本事業における越境 EC サイト等に記載することに同意したものとします。

2 応募条件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- (1) 本共同体が指定する形態での納品が可能であること
- (2) プロモーションに必要な情報などを提供できること
- (3) 岐阜県および本共同体が成果把握のために実施するアンケートやヒアリングにご協力いただけること
- (4) 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表にご同意いただけること
- (5) 出品企業は、本事業の品質、イメージおよび消費者の信頼を維持・向上、不正利用防止に尽力するものとし、こ
れらを損ない、または損なうおそれのある一切の行為をしてはならないこと

3 連絡

出品企業が本共同体に連絡する場合には、本共同体が指定する以下連絡先を利用します。ただし、本共同体構成企業
の各営業時間に従うものとします。

◆ 共同体お問い合わせ先

[E-MAIL] info@gifuec-entry.com
(担当/インタセクト・コミュニケーションズ株式会社 北林・片倉・渡部、
株式会社インサイト 辻)

[TEL] 03-3233-3525 [FAX] 03-3233-3526 (担当/北林・片倉・渡部)

※ 共同体構成企業

- ・ インタセクト・コミュニケーションズ株式会社
[所在地] 東京都千代田区神田小川町 3 丁目 1 番地 BM ビル 5F
- ・ 株式会社インサイト
[所在地] 札幌市中央区北四条西三丁目 1 番地 札幌駅前合同ビル 6 階

4 出品商品の選定

出品申込に必要な各書類の記載内容に基づき、本共同体にて出品商品の選定を行います。選定後、申込者に送付する出品企業決定通知をもって、出品の承認といたします。

5 出品承認後の承認取消

出品の承認後、お申し込み内容に偽りや瑕疵等、その他出品にあたって本事業に悪影響を及ぼす可能性があるとして岐阜県もしくは本共同体が判断した場合、越境EC特設サイトへの掲載やプロモーション活動等商品に関する一切の支援について取消をする場合があります。なお、取消にかかる一切の損害について、岐阜県および本共同体は責任を負いません。

6 販売価格の設定および、出品企業の負担

- (1) 販売価格は、出品企業との協議において決定する卸価格に、国際物流や倉庫代、関税等諸々の諸経費を計算し、本共同体が決定いたします
- (2) 以下に係る費用は出品企業の負担となります。
 - ・受注時、本共同体が指定する日本国内の倉庫（東京都大田区羽田旭町）に発送するための送料
 - ・国内倉庫に到着、検品時点で欠損等があった際の交換費用
 - ・本共同体との面談に必要な経費のうち、出品企業に係る経費（交通費等）
 - ・その他出品条件契約書において合意されたもの
 - ・事業終了後、国内倉庫にある商品を出品企業へ返送するための送料

7 諸条件の調整

- (1) 在庫数、出品可否商品等掲載や販売にあたっての諸条件は出品企業と本共同体間で調整するものとします。
- (2) プロモーションを行うにあたり、試供用や撮影、広告制作等に商品の無償提供・無償貸与およびその際の発送手配をご相談する可能性があります。

8 出品および販売に関して

- (1) 出品企業は、出品申込に必要な各書類に記載した商品の紹介を行うこととします。
出品申込に必要な各書類にご記入いただいた内容は、商品の選定をはじめ、越境EC特設サイト等の作成に
おける掲載データとして使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。
- (2) 出品企業の申込内容に変更があった場合、出品者は、速やかに別途本共同体が定める手続にしたがって、申込内容の変更を行うものとします。
- (3) 出品企業は、出品に際して消費者契約法、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品及び不当表示防止法、薬事法その他適用されるすべての関係法令等を遵守するものとします。
- (4) 出品および商品販売等に関する契約、義務の履行等は出品企業および本共同体の間で締結された契約に係る責任と負担において行うものとします。
- (5) 出品方法は、岐阜県および本共同体の指示に従うこととします。
- (6) 越境EC特設サイトの基本的なデザイン・サイト構成・商品販売カテゴリ・掲載順は本共同体が決定いたします、ご希望に添えない場合があります事をご了承ください。
- (7) 本事業において越境EC特設サイトは2種類開設いたしますが、商品により、2種類のうち両方ではなくいずれかの出品となる場合があります事をご了承ください。
- (8) 出品が可能な商品も、中国税関など関係機関の方針変更などにより、取り扱えなくなる場合があることを

ご了承ください。

9 料金・販売価格について

- (1) 本共同体と出品企業において、本共同体への販売卸売価格を決定し、当月の販売個数に応じて、本共同体より出品企業の指定口座に支払うものとします。
- (2) 本共同体は出品企業と事前取り決めた販売卸売価格と当月内の販売個数を月末に計算し、出品企業へ月初3営業日以内に通知するものとします。
- (3) 出品企業から本共同体への請求は、通知後3営業以内に請求書を発行いただきます。
- (4) 販売金額については、本共同体から出品企業に当月末締め翌月末日払いで指定口座にお支払いします。

10 著作権および権利義務の譲渡の禁止について

- (1) 越境EC特設サイトに係る著作権は本共同体に帰属します。
- (2) 越境EC特設サイトへの掲載、プロモーション支援の権利の全部または一部について第三者に譲渡することはできません。

11 免責事項

- (1) 本事業は、本共同体が構築または指定する越境EC特設サイトにおいて、事業期間内中の一定期間を販売する事業です。なお、事業の状況などにより、販売スキームの一部・全体が変更になる場合がございます。
- (2) 本共同体との販売契約は各出品企業が行いますが、指定の期日までに契約締結や出品に必要な情報提供が行えない場合は、掲載開始日が遅延もしくは事業に参加できない場合がございます。
- (3) 本事業にて、出品企業や購入者が不利益を被る事態が生じたとしても、それが以下のように出品企業に起因するものである場合、岐阜県及び本共同体はその責任を負いません。
 - ・国内倉庫への納品前の商品の紛失、破損、傷みなどによって商品を販売できなくなった場合
 - ・製造物責任を問われる場合
- (4) 以下の例のように、商品に係ることで出品企業や購入者に不利益を被る事態が生じた際には、出品企業と本共同体の双方にて協議の上、対応を決定するものとします。
 - ・購入者が思っていた商品（写真や説明）と異なる場合
 - ・商品に不良があった場合
 - ・商品の原材料が危険物扱いされ出品が止められた場合
- (5) 以下のいずれかに該当する場合には、出品企業に事前に通知することなく、本事業の全部または一部を停止・中断できるものとします。その際、本共同体が行った措置により出品企業に生じた損害について一切の責任を負いません。
 - ・本事業に係る運用サーバシステムの点検または保守作業を行う場合
 - ・地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本事業の運営ができなくなった場合
 - ・現地の政情、その他本共同体が停止または中断を必要と判断した場合

以上